

○大阪市契約規則第3条第1項及び第5項に
規定する別に定める契約

制定 昭和63年4月1日 告示第209

改正 令和3年3月29日 告示第483

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第3条第1項及び第5項に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。

- (1)訴訟、和解、調停及び強制執行に係る委任契約
- (2)企業融資に関する契約
- (3)公金取扱契約

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。